

桐蔭横浜大学法科大学院に対する認証評価結果の付記事項に関する検証結果

検証結果

貴大学法科大学院から提出された検証結果報告書等を検証した結果、貴大学法科大学院が実施していた過度な司法試験対策に対する検証状況について、一定程度の取組みは認められる。

ただし、本協会は、貴大学法科大学院に対して、引き続き次年度以降も、その検証を行うため、同様の検証結果報告書の提出を要請する。

総 評

2008（平成20）年度の本協会法科大学院認証評価結果に際し、本協会は、貴大学法科大学院に対し、「過度な司法試験対策の実施」に関連して、桐蔭法曹教育研究センターが主催して実施してきた司法試験対策、また、貴大学法科大学院が実施していた「学修指導室・学修指導ゼミ」「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」「夏季学習支援プログラム」について、法科大学院制度の理念に反することのないよう、その実施の規模や内容について検証を強く求めた。この問題は、法科大学院制度の理念にも関わる重大な問題であることに鑑み、貴大学法科大学院における検証結果報告書を2013（平成25年）年度まで毎年提出するよう要請した。

貴大学より、2009（平成21）年10月末までに、以下の資料が提出された。

今回提出された資料は、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」「平成19年度文科省法科大学院設置計画履行状況調査留意事項」に対する本法科大学院の報告書（平成20年4月1日現在）、「判例百選読み込みゼミの開始について」「2009年用桐蔭横浜大学法科大学院入学案内」「2010年用桐蔭横浜大学法科大学院入学案内」である。

本協会法科大学院認証評価委員会では、上記資料を慎重に検証した結果、以下の点で貴大学法科大学院が示した過度な司法試験対策の実施に対する検証状況には、一定の取組みが認められると判断した。

第1に、「桐蔭法曹教育センターが主催して実施してきた司法試験対策」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」によると、桐蔭法曹教育センターは、現在、解消されていると報告されている。

第2に、「学修指導室・学修指導ゼミ」について、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、「学修指導ゼミ」は、法科大学院の学生へ自学自習を支援するものとして、桐蔭横浜大学法科大学院の出身で新司法試験を合格した若手弁護士（2名）が学生の

要望に応じて、1年間、週2回「判例百選」の解説を行っているもので、もっぱら在学生の基礎学力の養成を図るものであって、司法試験受験のための答案練習のような性質ではないと報告されている。また、同じく「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において「学修指導室」は、「学修指導ゼミ」を体系的に調整するための便宜上の名称で常設のものではないと報告されている。

第3に、「新旧司法試験の短答式試験の体験受験」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、本協会からの指摘を機に廃止したと報告されている。

第4に、「夏季学習支援プログラム」については、「平成21年度 認証評価・検証結果報告書」において、本協会からの指摘を機に廃止したと報告されている。

しかしながら、上記のいずれの点もどの程度の検証を行ったのかを十分に把握できる資料が貴大学法科大学院から提出されず、本協会法科大学院認証評価委員会では、その検証が十分なものであるかを判断するに至らなかった。

したがって、本協会は、引き続き次年度も、これらの検証状況が十分に把握できる資料を含む改善に向けた検証結果報告書の提出を要請する。